

福岡県建築都市部所管公共事業の新規事業採択評価制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県建築都市部が所管する公共事業の実施過程における透明性の一層の向上と効果的な事業実施を図るため、当該公共事業の新規事業採択評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象)

第2条 新規事業採択評価の対象は、次年度に県施行（建築都市部所管）で新規に着手する事業の候補箇所とする。ただし、次の事業を除く。

- (1) 事業費が一定の額に満たない小規模事業
- (2) 災害などにより緊急に実施を要する事業
- (3) 日常的な維持管理事業
- (4) この要綱による新規事業採択評価を実施するための事業

2 前項の規定により建築都市部が新規事業採択評価を実施する事業分野及び同項第1号の規定により除外する事業の事業規模については、別に定める。

(実施方法等)

第3条 新規事業採択評価の実施方法等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新規事業採択評価の実施主体は、建築都市部とする。
- (2) 新規事業採択評価は、次の視点から行うものとする。
 - イ 事業の位置付け
 - ロ 事業の必要性及び効果
 - ハ 事業の実施環境
- (3) 新規事業採択評価を実施する具体の事業分野、事業分野ごとの評価の基準、評価の手続その他同評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (4) 新規事業採択評価制度の内容及び同評価の実施結果は、公表するものとする。

(評価結果の尊重)

第4条 国庫支出金に係る申請、県予算要求等は、特にやむを得ない事情がある場合を除くほか、前条の規定により実施した新規事業採択評価の結果を尊重して行うものとする。

(審議委員会の設置等)

第5条 新規事業採択評価を実施するに際し、あらかじめ対象事業の評価について調査・審議するため、建築都市部内に新規事業採択評価審議委員会を置く。

2 新規事業採択評価審議委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 新規事業採択評価の制度に関する事務局は、建築都市部建築都市総務課に置く。

附 則

この要綱は、平成17年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。